

# 令和5年度 入札制度の変更について

廿日市市総務部契約課

## はじめに

廿日市市では、入札・契約制度について、透明性、公平性、競争性を確保する観点から毎年見直しを行っています。令和5年度においては、次のとおり入札・契約制度の変更を行います。

## 目 次

- 1 一般競争入札の範囲及び地域条件付一般競争入札の上限額について . . . . . (P 1)**  
建設工事の設計金額が1千万円以上のものは、原則、一般競争入札とするものとし、地域条件付一般競争入札の設計金額の上限金額を5千万円に引き上げ、建設工事の設計金額が1千万円以上5千万円未満のものは地域条件付一般競争入札とすることができるものとする。
- 2 地域条件付一般競争入札について . . . . . (P 2)**  
地域の担い手の確保と地域に精通した地元建設業者の更なる育成を図ることを目的として、営業所が所在する地域を入札参加の条件とした、地域条件付一般競争入札を実施します。
- 3 発注標準等の見直しについて . . . . . (P 4)**  
地域条件付一般競争入札の実施に伴い、格付別の発注標準及び指名業者数を見直します。
- 4 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しについて . . . . . (P 6)**  
適正価格での競争の促進と工事品質を確保する観点から、実効のあるダンピング対策を講ずることを目的に、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を見直します。
- 5 建設工事請負契約書の改正について . . . . . (P 8)**  
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の改正を踏まえ、危険な盛り土等の発生防止のため、建設工事請負契約書に建設発生土の搬出先に係る項目を追加するなど必要な改正を行います。
- 6 建設工事請負契約約款の改正について . . . . . (P 9)**  
公共工事標準請負契約約款の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本市の建設工事請負契約約款の改正を行います。

## 1 一般競争入札の範囲及び地域条件付一般競争入札の上限額について

### 1 趣旨

建設工事の設計金額が1千万円以上のものは、原則、一般競争入札とします。

また、営業所が所在する地域を入札参加の条件とした地域条件付一般競争入札の設計金額の上限を引き上げることとします。

### 2 内容

建設工事の設計金額が1千万円以上のものは、原則、一般競争入札とするものとします。

地域条件付一般競争入札の設計金額の上限金額を建設資材物価指数等の上昇を勘案し4千万円を5千万円に引き上げ、建設工事の設計金額が1千万円以上5千万円未満のものは地域条件付一般競争入札とすることができるものとします。

ただし、災害復旧に関する工事で一定期日までに復旧を完了させる必要がある工事等は指名競争入札とすることができるものとします。

### 3 施行期日

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

## 2 地域条件付一般競争入札について

### 1 趣旨

地域の担い手の確保と地域に精通した地元建設業者の更なる育成を図ることを目的として、営業所が所在する地域を入札参加の条件とした、地域条件付一般競争入札を実施します。

### 2 内容

業種ごとに次の条件で、地域を限定した入札方式による一般競争入札を行うことができるものとします。

(1) 設計金額1千万円以上5千万円未満の案件

(2) 条件設定の基本案

ア 対象の業種

業種		土木一式工事	舗装工事	水道施設工事	とび・土工・コンクリート工事	建築一式工事	解体工事	電気工事	造園工事	管工事
格付けの等級			A					A		A
		B	B	B		B		B		B
		C	C	C		C		C		C
		D		D		D		D		D
		E								
年間平均完成工事高 (1,000万円以上)		○	—	—	○	○	—	○	—	○
施工実績		○	○	—	—	○	—	○	○	○
営業所の所在地		本店	本店	本店	本店	本店	本店	本店 支店	本店	本店 支店
地域	廿日市東	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	廿日市西	○	○							
	佐伯・吉和	○	○	○						
	大野・宮島	○	○							

<p>建設業の許可を受けている営業所所在地</p>	<p>廿日市東地域の場合</p> <p>(1) 市内本店 廿日市市の廿日市地域内で、「廿日市市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」別表に定める、廿日市、佐方、平良又は原小学校の通学区域内に、開札日から遡って1年以上継続して主たる営業所を有していること。</p> <p>(2) 市内支店（本店扱い） ただし、廿日市地域内の上記の通学区域内に、令和5・6年度建設工事競争入札参加資格として認定されている業種の建設業許可を有し、開札日から遡って3年以上継続して入札及び契約履行等の委任を受けている営業所を有している者で、平成20年度から令和4年度までの間のうち10年以上、競争入札による建設工事請負契約（業種問わず）を廿日市市と締結した実績がある者については、廿日市地域内で上記の通学区域内に主たる営業所を有するものとみなす。</p> <p>(3) 市内本店どうしの合併の取り扱い また、廿日市市内に開札日から遡って1年以上継続して主たる営業所を有している者で、廿日市地域内の上記の通学区域内で主たる営業所として10年以上土木一式工事の競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績がある営業所を合併等により引き続き自社の営業所として有した者については、廿日市地域内の上記の通学区域内に主たる営業所を有する者と同等に扱うものとする。</p> <p>(4) 市内本店（別地域が拠点で施工実績がある） 加えて、廿日市市内に開札日から遡って1年以上継続して主たる営業所を有している者で、廿日市地域内の上記の通学区域内で平成20年度から令和4年度までの間のうち10年以上、競争入札による建設工事請負契約（業種を問わず）を廿日市市と締結した実績がある者については、廿日市地域内の上記の通学区域内に主たる営業所を有するものとみなす。 ※地域：平成15年合併前の旧市の区域 ※「廿日市市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」のURLは次のとおり。 <a href="https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/reiki/reiki_honbun/m314RG00000603.html">https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/reiki/reiki_honbun/m314RG00000603.html</a></p>
---------------------------	--

### 3 その他の業種

2(2)アの対象の業種以外の業種は、対象地域を廿日市市全域とし、市外業者を含むものとする。

### 4 施行期日

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

### 3 発注標準等の見直しについて

#### 1 趣旨

地域条件付一般競争入札の実施に伴い、格付別の発注標準及び指名業者数を次のとおり見直します。

#### 2 内容

##### (1) 発注標準

土木一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事について、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱別表第4に掲げる発注標準(2)を次のように改正します。

##### ア 土木一式工事

(改正前)

請負対象設計金額	格付
4,000万円未満	D
1,000万円未満	E

(改正後)

請負対象設計金額	格付
5,000万円未満	D
1,500万円未満	E

##### イ 電気工事

(改正前)

請負対象設計金額	格付
1億円未満	C
4,000万円未満	D

(改正後)

請負対象設計金額	格付
1億2,000万円未満	C
5,000万円未満	D

##### ウ 管工事

(改正前)

請負対象設計金額	格付
1億円未満	C
4,000万円未満	D

(改正後)

請負対象設計金額	格付
1億2,000万円未満	C
5,000万円未満	D

##### エ 舗装工事

(改正前)

請負対象設計金額	格付
5,000万円未満	B
3,000万円未満	C

(改正後)

請負対象設計金額	格付
6,000万円未満	B
5,000万円未満	C

##### オ 水道施設工事

(改正前)

請負対象設計金額	格付
4,000万円未満	D

(改正後)

請負対象設計金額	格付
5,000万円未満	D

## (2) 指名業者数

廿日市市建設工事競争入札取扱要綱第26条に掲げる指名業者数を次のように改正します。

(改正前)		(改正後)
請負対象設計金額	指名業者数	指名業者数
500万円未満	5者以上	5者以上
500万円以上1,000万円未満	7者以上	6者以上
1,000万円以上5,000万円未満	8者以上	7者以上
5,000万円以上1億円未満	12者以上	11者以上
1億円以上	15者以上	14者以上

## 3 施行期日

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

## 4 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度見直しについて

### 1 趣旨

適正価格での競争の促進と工事品質を確保する観点から、実効のあるダンピング対策を講ずることを目的に、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準を改正します。

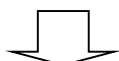
### 2 内容

#### (1) 最低制限価格制度における「最低制限価格」の参入率の改正

最低制限価格制度における「最低制限価格」の算式のうち、一般管理費に乗ずる割合を55%から68%に改正します。

(改正前)

- 最低制限価格 = (最低制限価格基準額 × 無作為係数) × 110 / 100  
最低制限価格基準額 = a + b + c + d
  - a : 当該工事の直接工事費の額 × 0.97 (1円未満の端数は切捨て)
  - b : 当該工事の共通仮設費 (積上分 + 率分) の額 × 0.9 (1円未満の端数は切捨て)
  - c : 当該工事の現場管理費の額 × 0.9 (1円未満の端数は切捨て)
  - d : 当該工事の一般管理費の額 × 0.55 (1円未満の端数は切捨て)
- 最低制限価格の範囲  
予定価格の「7.5 / 10 × 無作為係数」から「9.2 / 10 × 無作為係数」までの範囲内
  - ※ 無作為係数 : 電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500までの値 (小数第6位以下を切捨て)



(改正後)

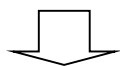
- 最低制限価格 = (最低制限価格基準額 × 無作為係数) × 110 / 100  
最低制限価格基準額 = a + b + c + d
  - a : 当該工事の直接工事費の額 × 0.97 (1円未満の端数は切捨て)
  - b : 当該工事の共通仮設費 (積上分 + 率分) の額 × 0.9 (1円未満の端数は切捨て)
  - c : 当該工事の現場管理費の額 × 0.9 (1円未満の端数は切捨て)
  - d : 当該工事の一般管理費の額 × 0.68 (1円未満の端数は切捨て)
- 最低制限価格の範囲  
予定価格の「7.5 / 10 × 無作為係数」から「9.2 / 10 × 無作為係数」までの範囲内
  - ※ 無作為係数 : 電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500までの値 (小数第6位以下を切捨て)



- (2) 低入札価格調査制度における「調査基準価格」の参入率の改正  
低入札価格調査制度における「調査基準価格」の算式のうち、一般管理費に乗ずる割合を55%から68%に改正します。

(改正前)

- |  |
|--|
| <p>➤ 調査基準価格 = <math>(a + b + c + d) \times 110 / 100</math><br/>a : 当該工事の直接工事費の額 <math>\times 0.97</math> (1円未満の端数は切捨て)<br/>b : 当該工事の共通仮設費 (積上分+率分) の額 <math>\times 0.9</math> (1円未満の端数は切捨て)<br/>c : 当該工事の現場管理費の額 <math>\times 0.9</math> (1円未満の端数は切捨て)<br/>d : 当該工事の一般管理費の額 <math>\times \underline{0.55}</math> (1円未満の端数は切捨て)</p> <p>➤ 調査基準価格の範囲<br/>予定価格の「<math>7.5 / 10</math>」から「<math>9.2 / 10</math>」までの範囲内</p> |
|--|



(改正後)

- |  |
|--|
| <p>➤ 調査基準価格 = <math>(a + b + c + d) \times 110 / 100</math><br/>a : 当該工事の直接工事費の額 <math>\times 0.97</math> (1円未満の端数は切捨て)<br/>b : 当該工事の共通仮設費 (積上分+率分) の額 <math>\times 0.9</math> (1円未満の端数は切捨て)<br/>c : 当該工事の現場管理費の額 <math>\times 0.9</math> (1円未満の端数は切捨て)<br/>d : 当該工事の一般管理費の額 <math>\times \underline{0.68}</math> (1円未満の端数は切捨て)</p> <p>➤ 調査基準価格の範囲<br/>予定価格の「<math>7.5 / 10</math>」から「<math>9.2 / 10</math>」までの範囲内</p> |
|--|

### 3 施行期日

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。

## 5 建設工事請負契約書の改正について

### 1 趣旨

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の改正を踏まえ、危険な盛土等の発生防止のため、建設工事請負契約書に建設発生土の搬出先に係る項目を追加するなど必要な改正を行います。

### 2 建設発生土の明確化

近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、国土交通省は、工事請負契約書の制定についての一部改正を、広島県は建設工事執行規則の一部改正を行い、建設工事請負契約書に明記をすることにあわせて、本市の建設工事請負契約書の改正を行います。

### 3 施行期日

令和5年4月1日以降に契約締結を行う建設工事から適用します。

## **6 建設工事請負契約約款の改正について**

### **1 趣旨**

公共工事標準請負契約約款の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本市の建設工事請負契約約款の改正を行います。

### **2 改正の内容**

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとします。

### **3 施行期日**

令和5年4月1日以降に契約締結を行う建設工事から適用します。